

○駒澤大学学生短期貸付金規程

昭和57年4月1日

制定

改正 平成14年4月1日

平成17年4月1日

平成21年10月30日

令和4年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「大学」という。）に在学する学生が、緊急に援助を必要とする場合、一時的に現金の貸付けを行うことを目的とする。

(資金)

第2条 この制度運営のための資金は、大学の基金をもって充てる。

(申請)

第3条 貸付けを希望する者は、所定の願書を学生支援センター所長に提出しなければならない。ただし、卒業年次生については、1月31日までとする。

(決定)

第4条 貸付けの可否及び貸付金額は、書類審査及び面接のうえ、学生支援センター所長がこれを決定する。

(貸付額)

第5条 貸付額は、1,000円を単位として2万円以内とする。ただし、特別な事由により学生支援センター所長が必要と認めたときは、3万円を限度として貸付けることができる。

2 この貸付金は、無利子とする。

(返還)

第6条 貸付金の返還は、貸付けを受けた日の翌日から起算して、1か月以内とする。ただし、返還日が休日等の場合は、本人と協議のうえ、期日を指定することができる。

(異動による即時返還)

第7条 前条の定めにかかわらず、卒業、退学その他の異動により学籍を離れるときは、直ちに貸付金の全額を返還しなければならない。

(延滞措置)

第8条 貸付けを受けた者が、返還期日を過ぎても貸付金の全額を返還しないときは、本人及び保証人に督促し、なお返還しないときは、以後の貸付けを停止する。

(貸付けの取消し又は中止)

第9条 貸付けを受けようとする者及び貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するとき  
は、貸付けを取り消し、又は中止し、既に貸付けを受けた者にあつては、直ちに貸付金の  
全額を返還しなければならない。

- (1) 貸付けを決定された者が、決定後3日を過ぎても所定の手続を怠り、又は貸付金を  
受領しないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 正当な理由なく次条に定める届出を行わなかったとき。
- (4) 授業料の未納等により、除籍対象となったとき。
- (5) 貸付金を本人以外の用に供したとき。
- (6) その他不正の手段により貸付けを受けたとき。

(変更の届出)

第10条 第3条に定めた提出書類の記載事項に変更を生じたときは、直ちに学生支援セン  
ター所長へ届出なければならない。

(主管部)

第11条 この貸付金に関する主管部は学生支援センターとし、その取扱いについては、学  
生支援センター厚生課とする。ただし、学生支援センター厚生課の窓口取扱い時間外は、  
夜間受付窓口とする。

(規程の運用)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める短期貸付金取扱要領による。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。